

福県医発第496号(地)
平成19年6月20日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

ジフテリア、百日せき及び破傷風（DPTワクチン）の
第一期予防接種の初回接種に係る接種間隔について

予防接種法に規定するDPTワクチンの第一期予防接種の初回接種に係る接種間隔の取扱いについて、厚生労働省健康局結核感染症課より疑義解釈が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は、DPTワクチンの第一期予防接種の初回接種時において、「対象者が発熱を呈している等予防接種を行うことが不適当な状態にあったことにより、8週間を超えて予防接種を実施せざるを得ない場合については、定期の予防接種として取り扱って差し支えない」とするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂



(地Ⅲ64)

平成19年6月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

ジフテリア、百日せき及び破傷風（DPTワクチン）の
第一期予防接種の初回接種に係る接種間隔について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、標記の件についての疑義が厚生労働省に照会され、その回答について厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）長あて、別紙の通知がなされました。

本件は、DPTワクチンの第一期予防接種の初回接種時において、対象者が発熱を呈している等予防接種を行うことが不適当な状態にあったことにより、8週間を超えて予防接種を実施せざるを得ない場合については、定期の予防接種として取り扱って差し支えない、とするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健感発第 0611002 号
平成 19 年 6 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



ジフテリア、百日せき及び破傷風（DPTワクチン）の
第一期予防接種の初回接種に係る接種間隔について

標記の件について、別紙 1 のとおり照会があり別紙 2 のとおり回答したので、御了
知願いたく、貴管内市町村に対する周知方お願いしたい。



青 保 第 527 号
平成19年 6月 8日

厚生労働省健康局結核感染症課長 殿

青森県健康福祉部長
(公 印 省 略)

ジフテリア、百日せき及び破傷風(DPTワクチン)の第一期予防接種
の初回接種に係る接種間隔について(照会)

標記に関し、予防接種実施規則第9条の解釈について疑義を生じたので照会します。

記

DPTワクチンの第1回初回接種において、急な発熱等医学的な理由のために、接種間隔を8週間以上置いて接種をした場合、予防接種法に基づく定期の予防接種として取り扱って差し支えないか。



別紙 2

健感発第 0611001 号
平成 19 年 6 月 11 日

青森県健康福祉部長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



ジフテリア、百日せき及び破傷風（DPTワクチン）の第一期予防接種
の初回接種に係る接種間隔について（回答）

平成 19 年 6 月 8 日付け青保第 527 号をもって照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第一期の予防接種の初回接種時において、対象者が発熱を呈している等予防接種を行うことが不適当な状態にあったことにより、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 9 条に定める接種間隔を超えて予防接種を実施せざるを得ない場合については、当該接種は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種として取り扱って差し支えない。